古人大兄皇子論

A Theory of Prince Furuhito no Oe

荒木敏夫

ARAKI Toshio

はじめに

- ●史料の所在
- ②『日本書紀』の中の古人皇子
- ❸古人皇子と「大兄」・ミコノミヤ
 - ◆古人皇子と「大市」 結びにかえて

[論文要旨]

古人皇子は、舒明天皇の皇子であり、母は蘇我馬子の娘の蘇我法提郎女である。本稿は、こうした存在の古人皇子を、これまで明らかにされてきた7世紀の王権の制度的事実を踏まえて、その歴史的位置を確かめてみるものである。

その結果,

1, 古人皇子は、「ミコノミヤ(皇子宮)」を所持していることが確実視でき、古人皇子「謀反」事件の史料を検討することで、「古人皇子宮」に近侍する〈ウジビト〉として蘇我田口臣氏・倭東漢氏らを想定することができ、また、「古人皇子宮」の中核的構成員である〈トネリ〉も確かめることができる。

2. 古人皇子は、古人「大市」皇子とも呼ばれることに着目し、検討を加えた結果、古人皇子は、大和国城上郡大市郷と関わり、そこには古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」そのものか、「ミコノミヤ(皇子宮)」の家産体制を支える重要な生産基盤が存在したと考えられる。また、大市郷を本貫地とする渡来系氏族の「大市」氏との関わりも深くもっており、「大市」氏は、古人皇子の養育氏族と考えることができると思える。

【キーワード】古人皇子、大兄、皇子宮、大市郷、倭姫王

はじめに

古人皇子は、7世紀前半の政治過程を検討する時、無視できない存在でありながら、中大兄(葛城)皇子や中臣鎌足、蘇我蝦夷・入鹿といった人物に目が向きがちで、正面から検討されることの少ない皇子である。

勿論,古人皇子は,所謂「大化改新」の渦中の人の一人でもあることから,「改新」後の政治過程 を彩る一人として,その政治史的役割に着目した研究が出されている。

しかし、本稿は、「改新」後の政治過程を検討するものでなく、7世紀の歴史状況を背景して、古 人皇子が7世紀中葉の政治過程で一定の役割をはたす皇子として描かれている歴史的・社会経済的 な背景を、古人皇子のミコノミヤ(皇子宮)の実態に迫ることを通じて明らかにするものである。

7世紀の歴史状況を背景して、古人大兄皇子をどのように位置付けるかは、7世紀の王権を考える上でも必要な試みである。

そこで、以下、7世紀の王権の歴史に迫るために明らかにされてきた制度的事実を踏まえて、古 人大兄皇子の歴史的位置を確かめてみたい。

古人皇子は、舒明天皇の皇子であり、母は蘇我馬子の娘の蘇我法提郎女である。娘の倭姫王は、 天智天皇の皇后となっている。異称として、古人大兄皇子・古人大市皇子・吉野太子がある。

古人皇子は、645年6月におきた蘇我入鹿を暗殺する場に居合わせ、また、皇極女帝の譲位後に即位を促されたが、固辞し、出家して吉野への隠遁を願ったが、謀反の嫌疑をかけられ、死去している。

こうした経緯をたどった古人皇子について、その実像を探ることができる史料は、数の上でも非常に限られており、その主なものは、以下に掲げる『日本書紀』の史料である。

史料1 『日本書紀』舒明二年(630)正月十二日条

(舒明)二年春正月丁卯朔戊寅。立寶皇女爲皇后。后生二男一女。一曰葛城皇子。近江大津宮御宇天皇。二曰間人皇女。三曰大海皇子。淨御原宮御宇天皇。夫人蘇我嶋大臣女法提郎媛生古人皇子。更名大兄皇子。又娶吉備國蚊屋釆女生蚊屋皇子。

史料 2 『日本書紀』皇極二年(643)十月十二日条

(皇極二年冬十月) 戊午, 蘇我臣入鹿独謀, 将廃上宮王等, 而立古人大兄為天皇。〈後略〉。

史料 3 『日本書紀』皇極二年(643)十一月朔条

蘇我臣入鹿,遣小徳巨勢徳太臣・大仁土師娑婆連,掩山背大兄王等於斑鳩。

〈中略〉

于時,古人大兄皇子,喘息而来問,向何処。入鹿具説所由。古人皇子曰,鼠伏穴而生,失穴而死。入鹿由是止行。遺軍将等,求於胆駒。竟不能覓。於是,山背大兄王等,自山還,入斑鳩寺。軍将等即以兵囲寺。於是,山背大兄王,使三輪文屋君訳謂軍将等曰,吾起兵伐入鹿者,其勝定之。然由一身之故,不欲残害百姓。是以,吾之一身,賜於入鹿,終與子弟妃妾一時自経倶死也。〈後略〉。

史料 4 『日本書紀』皇極四年(645)六月十二日条

(皇極四年六月)戊申,天皇御大極殿。古人大兄侍焉。中臣鎌子連,知蘇我入鹿臣,為人多疑,昼夜持劒,而教俳優,方便令解。入鹿臣,咲而解劒。入侍于座。倉山田麻呂臣,進而読唱三韓表文。

〈中略〉

即共子麻呂等,出其不意,以劒傷割入鹿頭肩。入鹿驚起。子麻呂,運手揮劒,傷其一脚。入鹿転就御座,叩頭曰,当居嗣位,天之子也。臣不知罪。乞垂審察。天皇大驚,詔中大兄曰,不知,所作,有何事耶。中大兄,伏地奏曰,鞍作尽滅天宗,将傾日位。豈以天孫代鞍作乎。蘇我臣入鹿,更名鞍作。天皇即起入於殿中。佐伯連子麻呂·稚犬養連網田,斬入鹿臣。是日,雨下潦水溢庭。以席障子,覆鞍作屍。古人大兄,見走入私宮,謂於人曰,韓人殺鞍作臣。謂因韓政而誅。吾心痛矣。即入臥内,杜門不出。中大兄即入法興寺,為城而備。凡諸皇子諸王・諸大夫臣連伴造国造,悉皆随侍。使人賜鞍作臣屍於大臣蝦夷。〈後略〉。

史料 5 『日本書紀』孝徳即位前紀四年(645)六月十四日条

(孝徳即位前紀) 天豊財重日足姫天皇四年六月庚戌, 天豊財重日足姫天皇, 思欲伝位於中大兄, 而詔曰, 云々。中大兄, 退語於中臣鎌子連。中臣鎌子連議曰, 古人大兄, 殿下之兄也。軽皇子, 殿下之舅也。方今, 古人大兄在。而殿下陟天皇位, 便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望, 不亦可乎。於是, 中大兄深嘉厥議, 密以奏聞。天豊財重日足姫天皇, 授璽綬禅位。策曰, 咨, 爾軽皇子, 云々。軽皇子, 再三固辞, 転讓於古人大兄 更名, 古人大市皇子。曰, 大兄命, 是昔天皇所生。而又年長。以斯二理, 可居天位。於是, 古人大兄, 避座逡巡, 拱手辞曰, 奉順天皇聖旨。何労推讓於臣。々願出家, 入于吉野。勤修仏道, 奉祐天皇。辞訖, 解所佩刀, 投擲於地。亦命帳內, 皆令解刀。即自詣於法興寺仏殿與塔間, 剔除髯髮, 披着袈裟。由是, 軽皇子, 不得固辞, 升壇即祚。

〈中略〉

是日,奉号於豊財天皇,曰皇祖母尊。以中大兄,為皇太子。以阿倍内摩呂臣,為左大臣。蘇 我倉山田石川麻呂臣,為右大臣。以大錦冠,授中臣鎌子連,為内臣。

(中略)

改天豊財重日足姫天皇四年,為大化元年。

史料 6 『日本書紀』大化元年(645)九月三日条

(大化元年九月) 戊辰, 古人皇子與蘇我田口臣川堀・物部朴井連椎子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻

呂·朴市秦造田来津,謀反。或本云,古人太子。或本云,古人大兄。此皇子,入吉野山。故或云吉野太子。垂,此云之娜屢。

史料 7 『日本書紀』 大化元年(645) 九月十二日条

(大化元年九月) 丁丑, 吉備笠臣垂, 自首於中大兄曰, 吉野古人皇子與蘇我田口臣川堀等謀反。臣預其徒。或本云, 吉備笠臣垂, 言於阿倍大臣與蘇我大臣曰, 臣預於吉野皇子謀反之徒。故今自首也。中大兄, 即使蒐田朴室古・高麗宮知, 将兵若干, 討古人大市皇子等。或本云, 十一月甲午卅日, 中大兄使阿倍渠曾倍臣・佐伯部子麻呂, 二人, 将兵四十人, 攻古人大兄, <u>斬古人大</u>兄與子。其妃妾自経死。或本云, 十一月, 吉野大兄王謀反。事覚伏誅也。

史料 8 『日本書紀』天智紀七年(668) 二月二三日条

(天智七年) 二月丙辰朔戊寅, 立古人大兄皇子女倭姬王, 為皇后。

以上の八つの史料は、『日本書紀』の舒明紀 (巻第二十三 史料 1),皇極紀 (巻第二十四 史料 2・3・4),孝徳紀 (巻第二十五 史料 5・6・7),天智紀 (巻第二十七 史料 8)の四巻に分載されている。

これらは、森博達氏の『日本書紀』の巻区分に従えば、 α 群(巻第十四~巻第二十一/巻第二十四~巻第二十七)に属する皇極紀・孝徳紀・天智紀と、 β 群(巻第一巻~巻第十三/巻第二十二・巻第二十三・巻第二十八・巻第二十九)に属する舒明紀に分けられる。

舒明紀にみえる史料 1 は、いわゆる「帝紀」的記載にあたり、『日本書紀』の記述の中では最も信憑性の高い部分にあたるが、他の史料 2 から史料 7 は皇極紀・孝徳紀に記載されたもので、 α 群の特徴である漢文に練達した複数の渡来系官人の手になる編纂が推定されているところである。これらの点に留意して、以下、検討を加えることとする。

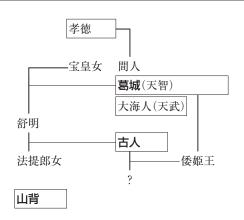
古人皇子の歴史的な位置付けを検討するにあたって、最初にみておきたいのは、古人皇子の系譜 上の位置である。この点を手がかりにして、舒明朝にどのような位置にいたのかを探ってみたい。

史料1は、それを探るに最も相応しい史料であり、そこには「夫人、蘇我嶋大臣の女の法提郎媛、 古人皇子を生れませり」と記載しており、古人皇子が舒明天皇と蘇我馬子の女の法提郎媛との間に 生まれた皇子であることが記されている。

同時に、舒明天皇と宝皇女との間に生まれた葛城(中大兄)皇子、間人皇女、大海(人)皇子らが、異母兄弟姉妹であることも分かる。

注意を要するのは、舒明天皇の「皇后」であった宝皇女が、後に皇極天皇として即位し、葛城(中 大兄)皇子と大海人皇子がそれぞれ天智・天武として即位するのをみてしまうと、古人皇子が劣位 であるように映るが、舒明朝における古人皇子の位置は決して劣位というわけではない。

それは、古人皇子の母が、推古朝の権力者であった蘇我馬子の女の蘇我法提郎女であることを考



*四角で囲われた皇子は、「ミコノミヤ(皇子宮)」が確認できる皇子あり、 ゴチック体にしたのは、史料上で「大兄」を付されて呼ばれる皇子である。

えれば容易に推測できることである。

舒明即位時には、蘇我馬子大臣は推古三四年(626)に亡くなっており、蘇我蝦夷が蘇我本宗家の 当主であったが、古人皇子を強く支持していたと考えられる。ただし、舒明即位時や後の山背皇子 の自害にいたる経緯をみれば、蘇我氏の内部は、厩戸皇子 - 上宮王家の山背皇子や泊瀬仲皇子(山 背皇子の異母兄弟)等を推す蘇我境部臣摩理勢の庶流が本宗家と相違する動きをみせており、一枚 岩でない。

これに対し、舒明即位時の宝皇女は、舒明二年(630)に「皇后」になったものの、宝皇女の外戚となる敏達天皇の子、彦人皇子に始まる息長系王統の力は、蘇我氏に比肩できるようなものでなかった。

この点を、『日本書紀』から探ってみると、次のような記述を見出すことができる。ひとまず、『日本書紀』の記述展開を逐いながら、その意図をみてみよう。

すなわち、史料2の皇極二年(643)十月十二日条は、「戊午、蘇我臣入鹿独謀、将廃上宮王等、而立古人大兄為天皇」とあり、それは、蘇我入鹿が上宮王家の山背皇子を即位させる案をやめ、古人皇子を立てることに決めたとする一文である。『日本書紀』編者の解説の一文と考えられるものであるが、蘇我氏が古人皇子を強く推していることを記している。

いまひとつは、史料5の『日本書紀』孝徳即位前紀四年六月十四日条にみえる記述で、改新のクーデターが断行された後、皇極の譲位の意志を葛城(中大兄)皇子から聞いた中臣鎌足がした助言に、「古人大兄、殿下之兄也。軽皇子、殿下之舅也。方今、古人大兄在。而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望、不亦可乎」とあり、さらにこの条は、鎌足の進言を聞いた皇極が、弟の軽皇子(孝徳天皇)に譲位することを告げたところ、再三の固辞の末に「大兄命、是昔天皇所生。而又年長。以斯二理、可居天位」と述べて、古人皇子への譲位を薦めた、とある。

前者の鎌足の助言を(a) とし、後者の軽皇子の言を(b) とすると、(a)・(b) ともに、年齢からみた相対的な長幼関係を記し、古人皇子の即位しうる条件を示していると考えられる。

まず、(a) は、古人皇子が葛城皇子より年長であり(「殿下之兄」)、軽皇子(孝徳)は、世代を異にする存在(「殿下之舅」)であることを述べ、葛城皇子が皇極からの譲位を受けてはならない理由

にしている。(b) は軽皇子が古人皇子こそ即位すべきとして、古人大兄が、舒明天皇の子であり、 (同世代の葛城皇子らと比べ) 年長でもあるので、と述べている。

蘇我入鹿の暗殺は、皇極四年六月八日に行われ、父の蝦夷も自殺していることから、古人皇子を支持する力が格段に落ちていることは否めない。だからこそ、古人皇子は即位を固辞し、出家の途を選んだのである。しかし、古人皇子は、出家した後も、その深意を疑われ、「謀反」の嫌疑を受けて、死を賜るのである。

❸ 一一古人皇子と「大兄」・ミコノミヤ

古人皇子が、どのような皇子であるのかを探る手がかりとして、古人皇子の呼称がある。『日本書紀』は、古人皇子を大兄皇子・古人大兄皇子・古人大兄・大兄命・吉野太子・吉野古人皇子等々と多様に表記しており、それは先に示した史料1から史料7をみれば明かであろう。それを史料別に示せば、次の如くになる。

〈古人皇子の表記〉

史料1 古人皇子 大兄皇子

史料 2 古人大兄

史料 3 古人大兄皇子 古人皇子

史料 4 古人大兄

史料 5 古人大兄 古人大市皇子 大兄命

史料 6 古人皇子 吉野太子

史料 7 吉野古人皇子 古人大市皇子 古人大兄

史料 8 古人大兄皇子

このうち、古人皇子は――史料6を除き――、他の史料ではいずれも「大兄」の称を付されて記されている。この「大兄(オホエ)」は、オヒネとも訓み、同母兄弟間の長子ないしそれに準じる者に与えられることのある称である。『日本書紀』では表に示したように、勾皇子・箭田珠勝皇子・橘豊日皇子・押坂彦人皇子・山背皇子・古人皇子・葛城皇子の七人の皇子が「大兄」の語を付して称される場合がある。この場合の「大兄」は、同母集団内の王位を継承しうる有力な皇子を示すと考えられる。

皇子名	父	母	備考
葛城皇子	舒明天皇	宝皇女	天智
古人皇子	舒明天皇	蘇我法提郎女	
山背皇子	厩戸皇子	蘇我刀自古郎女	
彦人皇子	敏達天皇	広姫	
橘豊日皇子	欽明天皇	蘇我堅塩媛	用明
箭田珠勝皇子	欽明天皇	石姫	
勾皇子	継体天皇	尾張目子媛	安閑

このように、古人皇子が「大兄」を付して記述されているのは、古人皇子が、蘇我法提郎女の同母集団内で最優先の王位を継承しうる有力皇子であることを示しているのである。

ただし、七世紀史を理解する上では、「大兄」が付されない皇子でも大王に即位しているように、 「大兄」が王位継承の際の絶対的な条件でなかったことへの注意が必要であろう。

この点を念頭に入れた上で、古人皇子は、舒明天皇のキサキである蘇我法提郎女の同母集団を代表する存在であり、そのこと故に、条件が整えば王位を継承することの可能な皇子なのである。この点は、認めて良いものと考えられる。

いまひとつ, 古人皇子が, どのような皇子であるのかを探る手がかりとして, 史料4の『日本書紀』皇極四年(645)六月十二日条にみえる, 「古人大兄, 見走入私宮, 謂於人曰, 韓人殺鞍作臣。謂因韓政而誅。吾心痛矣。即入臥内, 杜門不出」という記述に注目したい。

この記述は、蘇我入鹿が暗殺されたため、古人皇子が、急ぎ「私宮」に帰ったことを記しているが、史料にみえる「私宮」とは何であろうか。

この「私宮」は、「私部」を〈キサイベ〉と訓むように、「私宮」を〈キサイノミヤ〉と訓む可能性を全く否定するものでないが、これまで古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」にあたるものと理解されている。

「ミコノミヤ(皇子宮)」については、すでにいくつかの論文で述べたところであるので、以下の 行論に必要な点を中心に、その大要をまとめれば、次の4点に整理できる。

1,藤原宮成立以前においては、ミコたちの居所が、大王宮とは異なる地に認められ、それらは「ミコノミヤ(皇子宮)」と呼ばれるべきものであり、「ミコノミヤ(皇子宮)」の造営は、母を同じくする同母集団の長子(=「大兄」に該当する皇子)またはそれに準じる者が許されたのであり、彼等が「ミコノミヤ(皇子宮)」の経営主体である。

2,「ミコノミヤ(皇子宮)」は、〈トネリ〉を中核的構成員として、「侍宿」(皇極三年春正月乙亥 朔条)する氏人(ウジビト)や女官、後の雑戸・奴婢身分に連なる隷属民らを含む居所であり、独時の経済的基礎も保有する家政機関でもある。例えば、孝徳紀大化二年(646)三月壬午条が記す中大兄皇子の「皇太子奏」には、「皇祖大兄御名入部」が含まれており、中大兄皇子(=葛城皇子宮)の経済的基礎の一部がうかがえる。

3, 大王宮から離れて別処に居住する「王宮-ミコノミヤ(皇子宮)」という王族の分散居住形態は、斑鳩宮=厩戸皇子宮が法隆寺東院地区で発掘調査されて、その存在が確認されているので、7世紀初頭にまで確実にさかのほる。この点を参考にすると、『日本書紀』は、「穴穂部皇子宮」・「水派宮」(=彦人皇子宮)の存在も示唆しており、これらの事例を留意すれば、7世紀初頭をさらにさかのぼって「ミコノミヤ(皇子宮)」の存在が認められることになる。

4,「ミコノミヤ(皇子宮)」は、皇極紀元年(642)十一月丁卯条の記事(「丁卯。天皇御新嘗。是日、皇子、大臣、各自新嘗」)にみえるように〈皇子の新嘗〉の場でもある。ニヒナメ祭祀が服属の宗教儀礼である点を踏まえれば、王権への服属儀礼と皇子への服属儀礼という二重の構造が想定でき、このことが、皇子と〈トネリ〉との強い臣従関係を生み出した基礎と考えられる。

これらの点にさらに付け加えるべきは、7世紀末から8世紀初頭の「ヒメミコ(皇女)」の居所で

あり、家政機関と考えられる「宮」の実在を示す資料が増加してきていることである。木簡が、その主な資料源であるが、7世紀後半の飛鳥池遺跡出土の木簡に「大伯皇子宮物○大伴□・・・・一品并五十□」とみえ、「大伯皇子宮」は天武天皇と大田皇女との間に生まれ、大津皇子の同母姉である「大伯(来)皇女」の「宮」に他ならない。また、この木簡が、「○○皇子宮」と記していることに留意すれば、大伯(来)皇女の宮も、「ミコノミヤ」と訓んだとみて誤りないであろう。

しかし、それ以前にさかのぼる例として推定できるものがあまりに少なく、「ミコノミヤ(皇子宮)」の造営は、限定されたミコにのみ許されたものであったが、7世紀末頃には男女の別なく「ミコノミヤ」が造られるようになった、と考えられる。

名	史資料の表記	典拠
鏡姫王	鏡姫王之家	天武紀十二年七月丙戌朔己丑条
大海人皇子	皇大弟宮	天武紀元年五月是月条
有間皇子	市経家	斉明紀四年十一月庚辰朔甲申条
葛城皇子	皇太子宮	孝徳紀大化三年十二月晦日条
葛城皇子	宮殿	皇極紀四年六月己酉条
古人皇子	私宮	皇極紀四年六月丁酉朔戊申条
軽皇子	宫	皇極紀三年正月乙亥朔条
泊瀬王	泊瀬王宮	舒明即位前紀
山背皇子	斑鳩宮	舒明即位前紀
厩戸皇子	斑鳩宮	推古紀九年
穴穂部皇子	穴穂部皇子宮	崇峻即位前紀
彦人皇子	水派宮	用明紀二年四月乙巳朔丙午条

表* 「ミコノミヤ(皇子宮)」

ちなみに、古人皇子と関連深い軽皇子(孝徳)、葛城皇子(天智)らも同時期に「ミコノミヤ(皇子宮)」を造営していたであろうことを推測させるのが、次の史料である。

軽皇子(孝徳)の「ミコノミヤ(皇子宮)」の存在を示す史料は、『日本書紀』皇極三年春正月乙 亥朔条にみえ、摂津三島に退居していた中臣連鎌子が軽皇子と好を通じるために、「彼宮」に詣で、 「侍宿」したことを記している。「彼宮」が、「ミコノミヤ(皇子宮)」をさすことは言うまでもない。

葛城皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」については、『日本書紀』皇極紀四年六月己酉条に「此即宮殿接起於嶋大臣家、而中大兄、與中臣鎌子連、密図大義、謀戮入鹿之兆也」とあり、「謡歌」の解説で中大兄が嶋大臣家に接して「宮殿」を建てたことが記されている。また、『日本書紀』大化三年(647)十二月晦是日条には「災皇太子宮。時人、大驚怪」とあり、葛城皇子の「皇太子宮」が火災に遭ったことを記している。二つの史料が示す「宮」が、同一の施設であるか否かは不明であるが、葛城皇子が「ミコノミヤ(皇子宮)」を造営していたことを物語る史料である。

軽皇子(孝徳)や葛城皇子(天智)らが、「ミコノミヤ(皇子宮)」をもっていたことを認められるならば、わずかな手がかりではあるが、古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」を示す「私宮」と記す史料もあり、加えて、史料4の『日本書紀』皇極四年(645)六月十二日条が「即入臥内、杜門不

出」と記し、その「ミコノミヤ(皇子宮)」に寝殿と門のあることを記している。これらの記述を活かせば、古人皇子も「ミコノミヤ(皇子宮)」をもっていたことを認めて良いと考えられる。

こうした理解にたつと、史料 5『日本書紀』孝徳即位前紀四年(645)六月十四日条にみえる「帳内」の記載が大きな意味をもつようになり、この「帳内」が古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」に帰属する中核的構成員である〈トネリ〉に他ならないものとなるのである。

「ミコノミヤ(皇子宮)」の中核的構成員である〈トネリ〉が、「帳内」と令制の知識で潤色されるのは、大津皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」の〈トネリ〉も同様であり、持統称制前紀朱鳥元年(686)十月丙申条に大津皇子の「帳内」の礪杵道作が、伊豆に流されたことを記している。

したがって、ここで「帳内」とあるのを根拠に、「舎人」と区別された存在が、この時期にあった ものとみるのは誤りである。

「ミコノミヤ(皇子宮)」という〈場〉を媒介にして、「ミコノミヤ(皇子宮)」の主人と構成員との間に形成される主従関係は、強固なものになる場合が多い。律令制下になると「帳内」・「資人」は、主人の家政機関に出仕する官僚に過ぎなくなっていくが、史料5の『日本書紀』孝徳即位前紀四年(645)六月十四日条にみえる「帳内」の記載は、「古人皇子宮」に強固な主従関係を想定できる「帳内」=〈トネリ〉のいたことを示すものとなる。

また、古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」が想定できるとすると、史料6の『日本書紀』大化元年(645)九月三日条にみえる「古人皇子謀反事件」に与同した蘇我田口臣川堀・物部朴井連椎子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津らの理解も変わってくる。

それは、上記したように中臣鎌足が軽皇子(孝徳天皇)の「ミコノミヤ(皇子宮)」の「侍宿」する場合もあったように、これらの「謀反」与同者を古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」の構成員としての一面をもつ者と位置付けることが出来ると考えられるのである。

そこで改めて、「古人皇子謀反事件」に与同した蘇我田口臣川堀・物部朴井連椎子・吉備笠臣垂・ 倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津の五人に注目してみてみよう。

蘇我田口臣川堀は、『日本書紀』が古人皇子と「謀反」を共謀した筆頭者に名を上げているところから、蘇我本宗家の滅亡後も古人皇子を支持し続けたものと考えられる。古人皇子との繋がりは、古人皇子の外戚である蘇我本宗家と共同したことから生じたものであろう。

蘇我田口臣川堀については、『日本書紀』以外に『新撰姓氏録』(左京皇別)の記載がある。そこには、「石川朝臣同祖武内宿禰大臣之後也、蝙蝠臣、豊御食炊屋姫天皇諡推古御世、家於大和国高市郡田口村、仍号田口臣、日本紀漏」とあり、蝙蝠は一名「伏翼」、和名を「加波保理」とあり、同一人と考えてよいと思える。

川堀のその後は、史料の上ではつかめない。ただし、氏族としての蘇我田口臣氏は、後に、孝徳朝の改新政府で東国国司に任じられているのが分かるが、以下に示す大化五年三月庚午条や大化五年三月庚戌条が記すように蘇我倉山田大臣の乱に(蘇我)田口臣筑紫が坐し、死罪となっている例を見いだすことができる。

『日本書紀』大化五年三月庚午条

山田大臣之妻子及随身者,自経死者衆。穂積臣噛,捉聚大臣伴党田口臣筑紫等,着枷反縛。是

夕,木臣麻呂·蘇我臣日向·穂積臣噛,以軍囲寺。喚物部二田造塩使斬大臣之頭。於是,二田 塩,仍抜大刀,刺拳其宍,叱咤啼叫,而始斬之。

『日本書紀』大化五年三月甲戌条

坐蘇我山田大臣, 而被戮者, 田口臣筑紫·耳梨道德·高田醜 醜此云之渠。雄·額田部湯坐連 闕名。秦吾寺等, 凡十四人。被絞者九人。被流者十五人。

次ぎに、倭漢文直麻呂については、母族にあたる倭漢氏一族が蘇我氏と深い繋がりをもっていた ことが、古人皇子との繋がりも生んだものと考えられる。

倭漢氏は、蘇我大臣蝦夷と入鹿臣が、甘檮岡に「宮」を構えると、宮門の防備を担うなどして(皇極三年冬十一月条)、大王-王権にではなく、蘇我氏への帰属が顕著になっている。『日本書紀』の記述は、この点を基調にしており、倭漢氏に対する氏族観を天武六年六月是月条に表している。

『日本書紀』天武六年六月是月条

詔東漢直等曰,汝等党族之,自本犯七不可也。是以,従小墾田御世,至于近江朝,常以謀汝等 為事。今当朕世,将責汝等不可之状,以随犯応罪。然頓不欲絶漢直之氏。故降大恩以原之。従 今以後,若有犯者,必入不赦之例。

「小墾田御世」から近江朝までに、「汝等」 = 漢氏が犯した七つの誤りは重大なものであるが、〈族滅〉させることはせずに、「大恩」によって赦す。以後、再び犯した時には、「赦」の限りでない。 倭漢文直麻呂が、古人皇子「謀反」事件の連座者と名を列ねているのは、古人皇子に近侍し、あ

以上,蘇我田口臣川堀と倭漢文直麻呂の二人は,蘇我本宗家との繋がりから,古人皇子-古人皇 子宮との関係が生じた点を述べてきた。

からさまな蘇我氏への帰属と共同によるものであったとみて誤りないであろう。

こうした点を敢えて記したのは、令制前の時期・段階を異にして変化する「官司制」の成熟度を どの程度に見積もるかに関わり、一定の基準にもとづく出仕の原則が充分に整備されていない段階 では、「官」への「奉事(奉仕)」は、個別的な事情が契機となる点を軽視してはならないと考える からである。

物部朴井連椎子・吉備笠臣垂・朴市秦造田来津の三人については、蘇我氏を媒介にして古人皇子 との関係を考える途もないわけではないが、それらは迂遠と思えるものであり、小論では未詳とし て今後の検討に委ねることにしたい。

その上で、古人皇子「謀反」事件の連座者で興味深いのは、蘇我田口臣川堀と物部朴井連椎子の二人は、その後に名をみせないのに対し吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津の三人は、その後にも名を残す動きをみせていることである。

ただし、前者についても、蘇我田口臣氏や物部朴井連氏の動きは史料からつかめるので、一族にまで処分が及んだとは考えられない。

後者の三人は、密告をした吉備笠臣垂は、褒賞もあったことが考えられ、『続日本紀』天平宝字元

年(757)十二月九日条に「大錦下笠臣志太留告吉野大兄密功田廿町」とみえ、「謀反」事件の「密告」が回顧・評価されて、功田二十町を賜ったことが記されている。吉備笠臣垂(笠臣志太留)の大錦下」という冠位は、天智三年(664)二月九日の冠位二六階の制で、二六階中の九位に該当し、天武十四年(685)正月二一日に廃止されている。

これらの事実を踏まえれば、吉備笠臣垂は、大化元年(645)九月の古人皇子「謀反」事件を密告したことで、恐らく処分はまぬがれ、天智三年(664)二月以降天武十四年(685)正月までの間に「大錦下」の冠位を賜る動きをみせていたのである。

また、倭漢文直麻呂は、『日本書紀』白雉五年(654)二月条に、遣唐使の判官として唐に赴く「大乙上書直麻呂」としてその名をみせている。「大乙上」は、大化五年(649)年から天武十四年(685)まで日本で用いられた冠位である。天智三年(664)までは十九階中十五位で、天智三年(664)二月九日の冠位二六階の制にもとづくものではない。また、異伝の部分に記された「小山下」は、「大乙上」と同時期の一つ上の冠位であり、十九階中十四位の冠位である。

『日本書紀』白雉五年二月条

遣大唐押使大錦上高向史玄理,或本云,夏五月,遣大唐押使大花下高向玄理。大使小錦下河辺臣麻呂,副使大山下薬師恵日,判官大乙上書直麻呂·宮首阿弥陀或本云,判官小山下書直麻呂。小乙上岡君宜・置始連大伯・小乙下中臣間人連老老,此云於喩。田辺史鳥等,分乗二船。留連数月。取新羅道,泊于莱州。遂到于京,奉覲天子。

さらに、朴市秦造田来津は、天智即位前紀八月条に、次のように、白村江の戦役に従軍する「小山下秦造田来津」の姿を記している。

『日本書紀』天智即位前紀八月条

遣前将軍大花下阿曇比邏夫連·小花下河辺百枝臣等,後将軍大花下阿倍引田比邏夫臣·大山 上物部連熊·大山上守君大石等,救於百済。仍送兵仗·五穀。或本,続此末云,別使大山下狭井連檳 榔·小山下秦造田来津,守護百済。

その後,その存在が確認できる史料として,天智即位前紀九月条(小山下秦造田来津),天智元年十二月丙戌朔条(朴市田来津),天智二年二月乙酉朔丙戌条(田来津),天智二年八月壬午朔甲午条(朴市田来津)等の記事を挟んで登場し,天智二年八月己酉条が明記するように,戦役の中で亡くなっている。

『日本書紀』天智二年八月己酉条

日本諸将,與百済王,不觀気象,而相謂之曰,我等争先,彼応自退。更率日本乱伍,中軍之卒,進打大唐堅陣之軍。大唐便自左右夾船繞戦。須臾之際,官軍敗続。赴水溺死者衆。艫舳不得廻旋。朴市田来津,仰天而誓,切歯而嗔,殺数十人。於焉戦死。是時,百済王豊璋,與数人乗船,逃去高麗。

以上みてきたように、密告した吉備笠臣垂は除き、倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津の二人は、「謀 反」事件に連座したが、完全な政治的失脚は免れることができたようである。

こうした処遇が一般化できるかの判断は保留として、この点に注目し、古人皇子の場合は不明であるが、主人の政治的失脚・敗北が、直接に影響する〈トネリ〉らと大きく相違することを指摘しておきたい。

このように、古人皇子は、「ミコノミヤ(皇子宮)」を所持していることが確実視でき、その構成 員である蘇我田口臣氏・倭東漢氏のような近侍氏族や中核的存在である〈トネリ〉も確かめること ができたのである。

母⋯⋯古人皇子と「大市」

古人皇子は、史料5や史料7にうかがえるように「古人大市皇子」の異称をもっている。この「大市」は、通常ならば、地名か氏族名と考えるのが一般的であろう。

この異称にみえる「大市」について、古典文学大系本『日本書紀』の頭注は「大市は地名か。『和名抄』に大和国城上郡大市(於保以知)郷。今奈良県桜井市箸中付近。氏の名では大市連、大市造などがある」と記し、「大市」が地名であろうとした上で氏族名の可能も配慮した指摘をしている。

この指摘は妥当であり、「大市」は地名と考える場合と氏族名と考える場合の双方に注意を払う必要があると思えるので、最初に、前者の検討から行いたい。

『和名抄』は、「城上郡」として、辟田、下野、神戸、大市、大神、上市、長谷、忍坂の八郷を載せている。

地名としての「大市」は、『日本書紀』にあり、崇神紀十年九月廿七条に、倭迹々日百襲姫命が「大市」に埋葬され、人々はそれを「箸墓」と称したとある(「乃葬於大市。故時人號其墓。謂箸墓也」)。

また,『日本書紀』垂仁紀二五年三月十日条は, 淳名城稚姫命に命じて, 大倭大神の「神地」を「穴磯邑」に定め, 「大市長岡岬」に祠ったとしている。

『日本書紀』垂仁紀二五年三月十日条

三月丁亥朔丙申。〈中略〉。一云。〈中略〉。時天皇聞是言。則仰中臣連祖探湯主而卜之。誰人以令祭大倭大神。即渟名城稚姫命食卜焉。因以命渟名城稚姫命。定神地於穴礒邑。祠於大市長岡岬。然是渟名城稚姫命。既身體悉痩弱以不能祭。是以命大倭直祖長尾市宿禰。令祭矣。

この史料は、「穴礒邑」の「大市長岡岬」に地に祠ったことを記しており、大市の地の所在を考える上で貴重な史料となる。「穴礒邑」は、『延喜式』神名上の城上郡三五座のうちにみえる「穴師坐兵主神社」と「穴師大兵主神社」との関係が深い穴師兵主神社が所在する地であり、現在の桜井市穴師町を含む地域をさすものと考えられる。

また,「大市長岡」の地は,「長岡」が「元禄郷帳」・「天保郷帳」に上長岡村三七四石余・下長岡村二七六石余とある上長岡村と下長岡村に関連するのに相違ないと考えられ, 現在も天理市柳本町

上長岡にその地名が残っている。

このように、上長岡村・下長岡村の名は、近世に遡る地名であることが明瞭であり、この地が大 市郷の内に入ることは確実であろう。

他方, 箸墓は正式には「倭迹迹日百襲媛命大市墓」と呼ばれる古墳であり, 近年は「卑弥呼」の墓か, と注目を浴びている古墳でもある。

倭迹迹日百襲媛命の墓である箸墓は、『日本書紀』が「大市」の地に葬ったことを記しており、箸墓の地が、大市の地にあたることはこれもまた確かなことなのである。

ただし、注意を要するのは、宮内庁が管理する「倭迹迹日百襲媛命大市墓」が、『日本書紀』の記す孝霊天皇の皇女の倭迹迹日百襲姫命の墓であることを保証するわけでないことである。「倭迹迹日百襲媛命」の墓が、比定の由来については不詳であるが、比定の理由のひとつが、穴師兵主神社の所在する「穴礒邑」にあったものと思われる。

しかし、この地域より狭い地域をさすはずの「長岡」が、現在の上長岡の地を含む地域とすると、 現在の桜井市穴師町との距離、また、箸墓との距離がおおよそ4キロ前後となる。

これらの点を考慮すると、大市里(郷)は、天理市柳本町上長岡の地を含む地域を最初に想定した上で、郷域を広げて考えていくのが妥当な方法であろう。すると、城上郡大神郷が、奈良県桜井市三輪 1422 に所在する式内社の大神神社を含む地域となることから、大市郷と北で接することとなり、桜井市穴師町をも含む領域は、大市郷の南限と考えておくのがよいと思える。

なお、永保元年四月十五日大般若経奥書(五條市二見町生蓮寺蔵)には、「大和国城上郡箸墓郷内 承暦寺御経」とあり、「箸墓郷」の記載があるが、『和名抄』の城上郡大市郷から平安期に分立した (8) ものか、との指摘もある。

大市郷が、以上のようにその位置を確定できるとすると、改めて、同郷のおかれた歴史的・地理 的な環境を確認しておこう。

大市郷が所在する天理市柳本町上長岡の地及びその周辺地は、7世紀にはすでに完成をみせている大和国の基幹道路のひとつである「上つ道」が郷域内を貫通している交通上の要地である。この道は、8世紀以後でも「初瀬街道」とも呼ばれ、古代を通じて賑わいをみせた交通路である。

また、南には大神郷が接し、さらにその南に流通の結節点である海柘榴市を含む上市郷が続く。 上市郷の海柘榴市の周辺には、額田部大后(推古女帝)の〈キサキノミヤ〉である「海柘榴市宮」 も7世紀前半には確認できるのである。

次ぎに、「大市」が、氏族名の可能性を考えてみよう。「大市」が、氏族名とすると、大市造、大市連、大市首、等の名があがる。

これらは、『日本書紀』用明紀二年(587)四月丙午条に「大市造小坂」とみえ、大市連は、孝徳 紀二年条に「大市連闕名」とみえる。

この二氏については、氏族名の確認に留まるが、大市首は、いま少し手がかりがある。

『日本書紀』には、推古紀二十年(612)是歳条が、「百濟人味摩之歸化。曰。學于呉得伎樂舞。則安置櫻井而集少年令習伎樂儛。於是眞野首弟子。新漢齊文二人。習之傅其儛。此今大市首。辟田首等祖也」と記している。

この大市首は、『新撰姓氏録』左京諸蕃に、「出自任那国人都怒賀阿羅斯止」とみえ、「任那」から

の渡来人としており、辟田首も、『新撰姓氏録』大和国諸蕃には任那からの渡来人と記されている。 注意を要するのは、城上郡下に「延喜式」神名に「曳田神社二座」を鎮座させる辟田郷があり、 これが辟田首の本貫地に比定できそうである点と密接に関わることである。

大市首については、さらに、天平十四年十一月十七日付けの「郡司貢人解」(「正倉院文書」) に、次のように二人の人名が記されており、そのうちの一人が、黒田郷戸主正八位下大市首釜山戸口で、年十三歳の鏡作首縄麻呂であることが分かることを付け加えておこう。

鏡作首縄麻呂年十三 黒田郷戸主正八位下大市首釜山戸口

他田臣族前人年十六 同郷戸主鏡作連浄麻呂戸口

黒田郷は、城下郡六郷(賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原)のうちのひとつであり、郡は異なるが、大市郷は近隣の郷である。興味深いのは、戸口の鏡作首縄麻呂が、黒田郷の隣郷の鏡作郷に由縁をもつ〈ウジナ〉となっていることであり、近隣の地に居住する氏族間の婚姻が生み出した所産と考えられることである。同様に、大市首釜山が黒田郷戸主となっているのも、大市郷を本貫地とする大市首氏出身の者と近隣の黒田郷の者との婚姻の結果が、「黒田郷戸主正八位下大市首釜山」という記載に現れているとみることができるのである。

このように考えて大過ないならば、渡来系の大市首は、城上郡大市郷を本貫地としていたものと 199 理解してよいものと思える。

古人皇子に付された「大市」が、氏族名と仮定すると、それに最も相応しいのが大市首や大市造・ 大市連であるが、「大市」首の本貫地が大和国城上郡大市郷であるように、それらに共通する「大 市」は、大和国城上郡大市郷と密接な関係をうかがわせる氏族であると思える。

そうであるならば、古人大市皇子は、大和国城上郡大市郷と関わり「大市」氏との関わりを深く もっていた、と考えられる。

これらの関わりをさらに具体化すると、前者については、城上郡大市郷に古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」そのものか、「ミコノミヤ(皇子宮)」の家産体制を支える重要な生産基盤が存在したと考えることができ古人皇子の「ミコノミヤ(皇子宮)」の所在地について、これまで充分な検討がなされてこなかったが、具体的な所在地として大和国城上郡大市郷が指摘されている、後者については、古人皇子の養育氏族と考えることができると思える。

結びにかえて

史料7にあたる『日本書紀』大化元年(645)九月十二日条は,古人皇子「謀反」事件の顛末を記す異伝のひとつ(「或本」)を載せているが、それは次のような一文である。

『日本書紀』大化元年九月丁丑条

〈中略〉或本云,十一月甲午卅日,中大兄使阿倍渠曾倍臣,佐伯部子麻呂,二人,将兵四十人,攻古人大兄,斬古人大兄與子。其妃妾自経死。或本云,十一月,吉野大兄王謀反。事覚伏誅也。

注目したいのは、下線部である。そこには、古人皇子と子は斬られ、古人皇子の「妃妾」は自殺 して果てた、と記している。

しかし、史料8の天智紀七年(668)二月丙辰朔戊寅条は、「古人大兄皇子の女、倭姫王を立てて、皇后となす」と記しているように、倭姫王は天智七年においても健在であるばかりでなく、天智紀十年(671)十月庚辰条にみえるように、病床下の天智に代わって大后倭姫王と大友王の二人による執政が大海人皇子によって要請されている記事もみられるのである。

『日本書記』天智十年十月庚辰条

天皇疾病弥留。勅喚東宮,引入臥内,詔曰,朕疾甚。以後事属汝,云々。於是,再拝称疾固辞,不受曰,請奉洪業,付属大后。令大友王,奉宣諸政。臣請願,奉為天皇,出家修道。天皇 許焉。

倭姫王は、非常時における大王代行が考えられ、女帝として即位の可能性も推測されたことのあ (12) る存在である。

倭姫王は、天智天皇の「大后」としての実績を積み上げていたので、非常時に大王代行を期待される存在になったものと考えられる。

こうした存在を生み出す直接の契機は、葛城皇子(天智)との婚姻にあるが、この婚姻は、葛城皇子との婚姻による関係構築を考えた古人大兄皇子の決断にあったのである。

その決断は、舒明天皇の死去(641年)、皇極天皇即位(642年)の両年を前後する時期が推測できそうであるが、それは古人大兄皇子の運命の決定的な岐路となった時期と考えられる。

註

(1)——政治史的叙述で古人皇子に言及した論文は、少なくない。そのことは、本文でも述べたところである。 そうした論文として、ここでは、以下の論文を記すにと どめる。

門脇禎二「古人皇子「謀反」事件」『「大化改新論」―その前史の研究』, 1969 年。

林陸朗「古人大兄皇子」『明日香風』8,1983年。

星野良作「古人大兄皇子謀反の謎」『歴史読本』(臨時増刊―古代天皇家 血の争乱―) 1983年。

金鉉球「(第四篇 - 第三章 - 三) 山背大兄・古人大兄事件等を通じてみた改新政権内部の勢力関係」『大和政権の対外関係研究』吉川弘文館、1985年。

原島礼二「古人大兄と山背大兄王」『東アジアの古代文化』 48. 1986 年。

加藤謙吉「古人大兄皇子―斬殺された王位継承資格者」 (別冊歴史読本, 15-14) 1990年。

(2) — 森博達『日本書紀の謎をとく』中央新書,中央公論社,1999年。

- (3)——荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館, 1985年。
- (4)――荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館, 1985年,同「ミコとヒメミコの政治と経済」『日本古代 王権の研究』吉川弘文館,2005年。
- (5)——仁藤敦史「皇子宮の経営」・「上宮王家と斑鳩」・ 「「斑鳩宮」の経済的基盤」・「「斑鳩宮」の経営について」 『古代王権と都城』吉川弘文館,1998年。
- (6)——この点については、荒木敏夫「ミコとヒメミコ の政治と経済」『日本古代王権の研究』 吉川弘文館、 2005 年で子細に述べたところである。
- (7)——『日本地名大辞典』(角川書店,1990年)「大市郷」は、「仁安2年の「大倭神社注進状」(大和志料上)によれば大市長岡岬は狭井社地であるとされ、「延喜式」神名上の城上郡35座の1つである狭井坐大神荒魂神社の鎮座地(現桜井市三輪)に比定するが、確証はない」としている。
- (8)——『日本地名大辞典』(角川書店, 1990年)。なお,

郷内の中心部だけが、分立するとの想定は考えがたく、 郷の縁辺部とみるのが妥当であるとすると、本文の大市 郷の想定と合致する

- (9)——なお、大和国城上郡大市郷の地のほかに、大市を地名とするものに、参河国碧海郡大市郷・播磨国揖保郡大市郷・備中国窪屋郡大市郷・能登国鳳至郡大市駅・越前国鳳至郡大市駅・越中国鳳至郡大市駅等々がある。
- (10)——遠山美都男『大化改新』中公新書,中央公論社,

1993年。

- (11)——同趣の記事が「天武即位前紀天智四年冬十月庚辰条」にあり、そこには「願陛下挙天下附皇后、仍立大友皇子、宜為儲君」とあり、天智紀の記載の方に古態が認められる、とされている。
- (12)——井上光貞「古代の女帝」『日本古代国家の研究』 岩波書店, 1965 年。

(專修大学文学部,国立歷史民俗博物館共同研究員) (2012年9月26日受付,2013年3月26日審査終了)

A Theory of Prince Furuhito no Oe

ARAKI Toshio

The father of Prince Furuhito no Oe was the Emperor Jomei, and his mother was Soga no Hohote no Iratsume, daughter of Soga no Umako. This paper focuses on Prince Furuhito no Oe and his illustrious background, and verifies his historical position in the light of the now more clearly understood history of the royal throne in the 7th century.

The results show the following points:

- 1. It is almost certain that Prince Furuhito no Oe owned *miko no miya* (temporary residences); examination of historical records of the rebellion by Prince Furuhito no Oe allowed us to assume that the Soga no Taguchi no Omi clan, and Yamato no Aya clan were *ujibito* (clan members), retainers belonging to the *miko no miya* of Prince Furuhito no Oe, and confirmed the *toneri* (footmen), who were the core members of the *miko no miya* of Prince Furuhito no Oe.
- 2. Focusing on the fact that Prince Furuhito no Oe was also called Prince Furuhito no Ochi, further examination was conducted; as a result, it can be considered that Prince Furuhito no Oe had a connection with Ochi Village in Shiki no Kami no Kori County, Yamato Province, and in the area the *miko no miya* of Prince Furuhito no Oe, or an important production base supporting the homestead system of the *miko no miya* existed. Moreover, he had strong links with the Ochi clan, a Chinese and Korean clan who used Ochi Village as their base, and it can be thought that the Ochi clan were supported by Prince Furuhito no Oe.

Key words: Prince Furuhito no Oe, Oe, *miko no miya*, Ochi Village, Yamato Hime no Okimi (Empress Yamato)

311